（信託兼営金融機関営業保証金規則の一部改正）

第五条　信託兼営金融機関営業保証金規則（平成十六年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第四、様式第五及び様式第七に次のように加える。

（記載上の注意）

法第１条第２項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第１条第１項の規定による認可申請書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該認可申請書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（保険会社等営業保証金規則の一部改正）

第六条　保険会社等営業保証金規則（平成十六年法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第四、様式第五及び様式第七に次のように加える。

（記載上の注意）

法第４条第１項の免許申請書又は法第127条第１項第８号の規定及び保険業法施行規則第85条第１項第２号若しくは第２号の２の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（少額短期保険業者供託金規則の一部改正）

第七条　少額短期保険業者供託金規則（平成十八年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号中「金融庁長官（財務（支）局長）」を「金融長官（財務（支）局長）　殿」に改め、同様式記載上の注意中２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第１項の規定による登録事項変更届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第四号記載上の注意中２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第１項の規定による登録事項変更届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第六号記載上の注意中２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第１項の規定による登録事項変更届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第八号中「少額短期保険業供託金規則」を「少額短期保険業者供託金規則」に改め、同様式記載上の注意中２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第１項の規定による登録事項変更届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第九号に次のように加える。

（記載上の注意）

法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第１項の規定による登録事項変更届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号中「少額短期保険業供託金規則」を「少額短期保険業者供託金規則」に改め、同様式記載上の注意中２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第１項の規定による登録事項変更届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十一号中「少額短期保険業供託金規則」を「少額短期保険業者供託金規則」に改め、同様式記載上の注意中２を３とし、１を２とし、１として次のように加える。

１　法第272条の２第１項の登録申請書又は法第272条の７第１項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第１項の規定による登録事項変更届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（前払式支払手段発行保証金規則の一部改正）

第八条　前払式支払手段発行保証金規則（平成二十二年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第一記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

２．法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

様式第三記載上の注意中２．を３．とし、１．の次に次のように加える。

２．法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

様式第四、様式第五及び様式第七の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

２．法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。